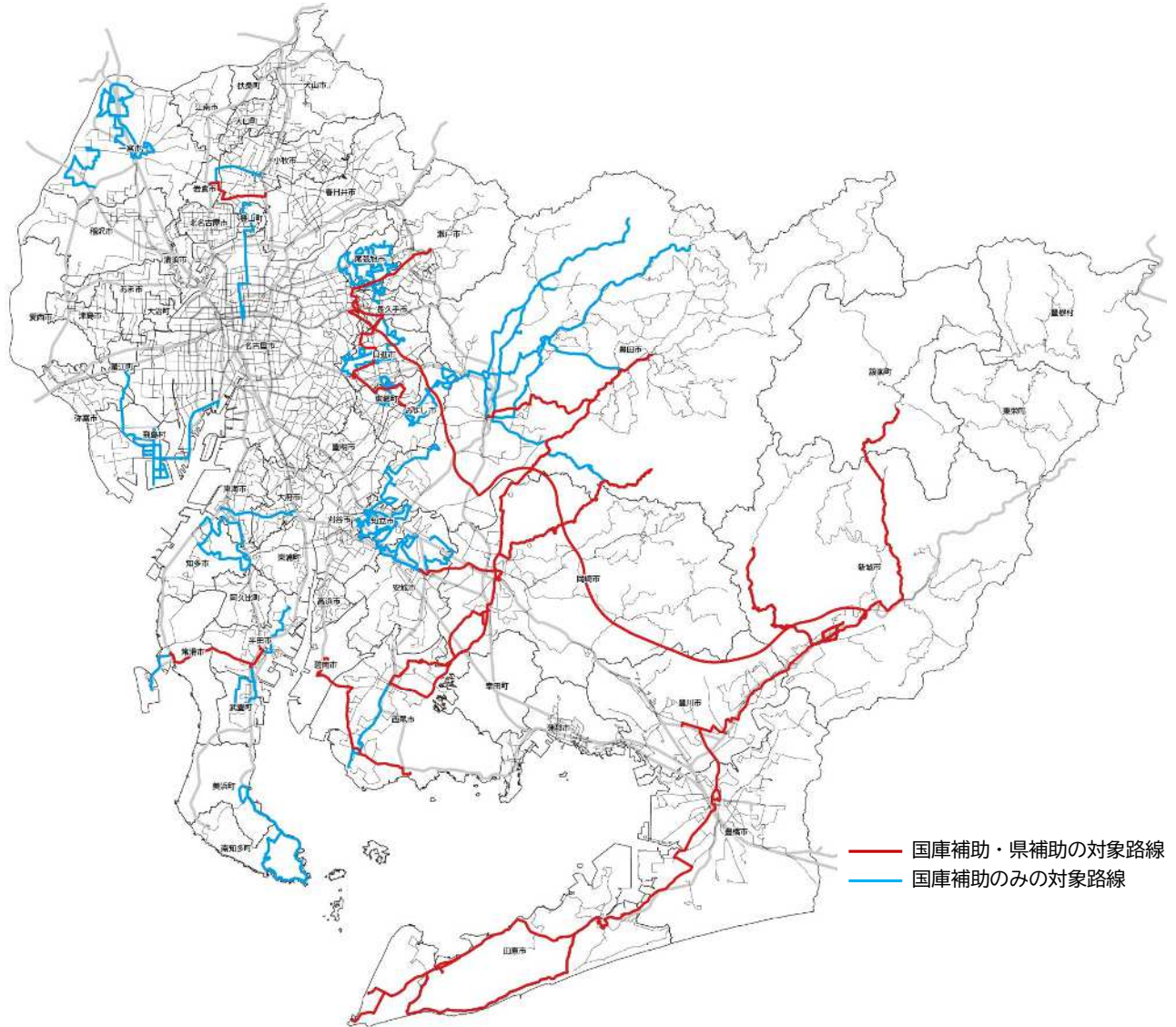


B 県補助（愛知県バス運行対策費補助金）

- 国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 7 条の「地域間幹線系統確保維持計画」に位置付けられた路線（市町村が乗合バス事業者に運行を委託している路線を除く）のうち、特定の要件を満たすものについて、「生活交通路線」として県補助を実施しており、**2017 年度時点で 21 路線、2023 年度時点で 24 路線を対象としています。**

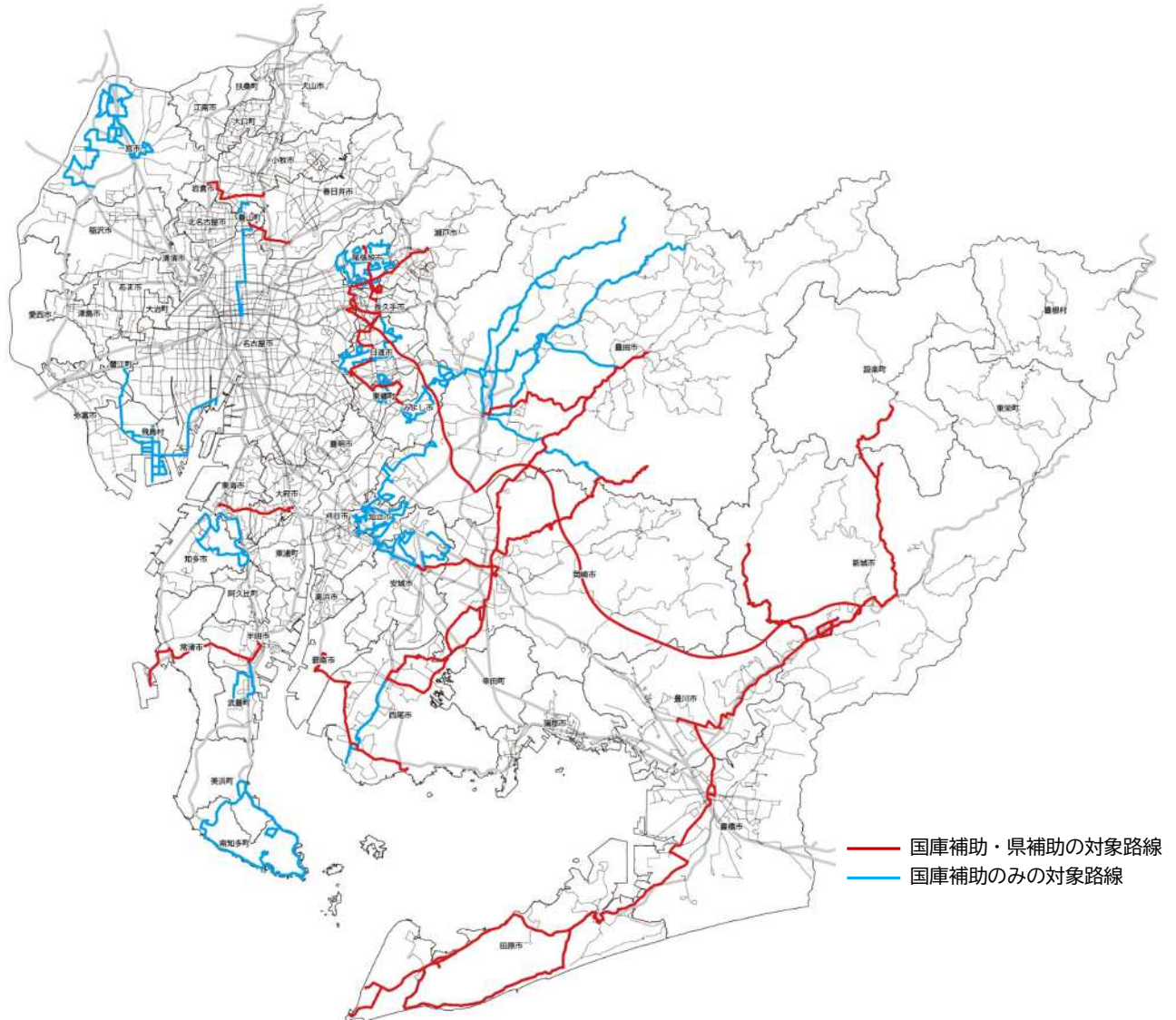
■2023 年度の補助対象路線図（2023 年度（2022 年 10 月～2023 年 9 月）時点）



B 県補助（愛知県バス運行対策費補助金）

- 国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 7 条の「地域間幹線系統確保維持計画」に位置付けられた路線（市町村が乗合バス事業者に運行を委託している路線を除く）のうち、特定の要件を満たすものについて、「生活交通路線」として県補助を実施しています。

■2023 年度の補助対象路線図（2023 年度（2022 年 10 月～2023 年 9 月）時点）



3 計画の進捗評価

県として目指す目標を設定し、計画の着実な推進に努めます。

この目標の達成状況の評価にあたっては、数値だけではなく、その要因も分析し、目指すべき公共交通像にいかにか近づけたのかを評価するものとします。

また、その動きが公共交通の状態を把握するうえで重要な指標として「モニタリング指標」を位置付けるものとしました。

「目標指標」及び「モニタリング指標」については、以下の項目を位置づけ、各指標の詳細は次頁以降に取りまとめています。

■設定した各指標の一覧（詳細は次頁以降）

目標指標	現状値	目標
指標 1-① 市町村間移動を支える広域的な公共交通の路線延長	1,978.7km (2023 年度末)	1,978.7km (2026 年度末)
指標 1-② 地域間幹線系統により結ばれる市町村数	44 組 (2023 年度 ^{※1} 末)	44 組 (2026 年度 ^{※2} 末)
指標 1-③ 複数市町村に跨る地域間幹線系統の 1 系統あたり年間輸送人員	8.2 万人/系統 (2023 年度 ^{※1})	9.0 万人/系統 (2026 年度 ^{※2})
指標 1-④ 地域公共交通計画を策定している市町村数	34 市町村 (2023 年度末)	54 市町村 (2026 年度末)
指標 1-⑤ 地域公共交通会議を設置している市町村数	49 市町村 (2023 年度末)	54 市町村 (2026 年度末)
指標 1-⑥ 鉄道事業者が地域公共交通会議等に参画している市町村数	36 市町村 (2023 年度末)	増加
指標 1-⑦ タクシー事業者等が地域公共交通会議等に参画している市町村数	47 市町村 (2023 年度末)	増加
指標 1-⑧ 旅客船事業者が地域公共交通会議等に参画している市町村数	3 市町 (2023 年度末)	増加

※1：2022 年 10 月～2023 年 9 月

※2：2025 年 10 月～2026 年 9 月

モニタリング指標	現状値
指標 2-① 市町村間を跨ぐ鉄道の年間輸送人員	53,313 万人 (2020 年度)
指標 2-② 県内の地域内フィーダー系統数	229 系統 (2023 年度末 [※])

※：2022 年 10 月～2023 年 9 月

3 計画の進捗評価

県として目指す目標を設定し、計画の着実な推進に努めます。

この目標の達成状況の評価にあたっては、数値だけではなく、その要因も分析し、目指すべき公共交通像にいかに関近づけたのかを評価するものとします。

また、その動きが公共交通の状態を把握するうえで重要な指標として「モニタリング指標」を位置付けるものとしました。

「目標指標」及び「モニタリング指標」については、以下の項目を位置づけ、各指標の詳細は次頁以降に取りまとめています。

■設定した各指標の一覧（詳細は次頁以降）

目標指標	現状値	目標
指標 1-① 市町村間移動を支える広域的な公共交通の路線延長	1,978.7km (2023 年度末)	1,978.7km (2026 年度末)
指標 1-② 地域間幹線系統により結ばれる市町村数	44 組 (2023 年度 ^{※1} 末)	44 組 (2026 年度 ^{※2} 末)
指標 1-③ 複数市町村に跨る地域間幹線系統の 1 系統あたり年間輸送人員	調査中万人/系統 (2023 年度 ^{※1})	調査中万人/系統 (2026 年度 ^{※2})
指標 1-④ 地域公共交通計画を策定している市町村数	34 市町村 (2023 年度末)	54 市町村 (2026 年度末)
指標 1-⑤ 地域公共交通会議を設置している市町村数	49 市町村 (2023 年度末)	54 市町村 (2026 年度末)
指標 1-⑥ 鉄道事業者が地域公共交通会議等に参画している市町村数	36 市町村 (2023 年度末)	増加
指標 1-⑦ タクシー事業者等が地域公共交通会議等に参画している市町村数	47 市町村 (2023 年度末)	増加
指標 1-⑧ 旅客船事業者が地域公共交通会議等に参画している市町村数	3 市町 (2023 年度末)	増加

※1：2022 年 10 月～2023 年 9 月

※2：2025 年 10 月～2026 年 9 月

モニタリング指標	現状値
指標 2-① 市町村間を跨ぐ鉄道の年間輸送人員	53,313 万人 (2020 年度)
指標 2-② 県内の地域内フィーダー系統数	229 系統 (2023 年度末 [※])

※：2022 年 10 月～2023 年 9 月

指標 1-③ 複数市町村に跨る地域間幹線系統の1系統あたり年間輸送人員			
ねらい	公共交通ネットワークを構成する地域間幹線系統の利用状況を評価します。		
現状値の設定	複数の市町村を跨ぐ地域間幹線系統のうち、複数市町村に跨る系統の年間輸送人員を集計します。 地域間幹線系統補助を受ける路線の増減により年間輸送人員が変動することから、年間輸送人員を対象とする系統数で除した、1系統あたり輸送人員として集計します。		
目標の設定	コロナ禍により減少した年間輸送人員を、コロナ禍前の水準に回復させることを目標とします。		
数値目標	現状値 (2023年度 ^{※1} 実績)	目標 (2026年度 ^{※2})	目標設定の方向性
地域間幹線系統1系統あたり輸送人員	8.2万人/系統	9.0万人/系統	コロナ禍前水準への回復
数値の取得方法等	地域間幹線系統のうち、複数市町村に跨る系統について、各事業者から報告される輸送人員を、対象とする系統数で除して集計します。		

※1：2022年10月～2023年9月 ※2：2025年10月～2026年9月

指標 1-④ 地域公共交通計画を策定している市町村数			
ねらい	立地適正化計画等まちづくりのための計画と連携した地域にとって望ましい公共交通の姿を明らかにするため、できるだけ多くの市町村が地域公共交通計画の策定を進めることを目指します。		
現状値の設定	地域交通法に基づく地域公共交通計画を策定している市町村数を位置付けます。		
将来目標の設定	全ての市町村が地域公共交通計画を策定することを目指します。		
数値目標	現状値 (2023年度末実績)	目標 (2026年度末)	目標設定の方向性
地域公共交通計画を策定している市町村数	34市町村	54市町村	全市町村での計画策定
数値の取得方法等	地域交通法に基づく地域公共交通計画を策定している市町村数を把握します。		

指標 1-③ 複数市町村に跨る地域間幹線系統の1系統あたり年間輸送人員			
ねらい	公共交通ネットワークを構成する地域間幹線系統の利用状況を評価します。		
現状値の設定	複数の市町村を跨ぐ地域間幹線系統のうち、複数市町村に跨る系統の年間輸送人員を集計します。 地域間幹線系統補助を受ける路線の増減により年間輸送人員が変動することから、年間輸送人員を対象とする系統数で除した、1系統あたり輸送人員として集計します。		
目標の設定	コロナ禍により減少した年間輸送人員を、コロナ禍前の水準に回復させることを目標とします。		
数値目標	現状値 (2023年度 ^{※1} 実績)	目標 (2026年度 ^{※2})	目標設定の方向性
地域間幹線系統1系統あたり輸送人員	調査中 万人/系統	調査中 万人/系統	コロナ禍前水準への回復
数値の取得方法等	地域間幹線系統のうち、複数市町村に跨る系統について、各事業者から報告される輸送人員を、対象とする系統数で除して集計します。		

※1：2022年10月～2023年9月 ※2：2025年10月～2026年9月

指標 1-④ 地域公共交通計画を策定している市町村数			
ねらい	立地適正化計画等まちづくりのための計画と連携した地域にとって望ましい公共交通の姿を明らかにするため、できるだけ多くの市町村が地域公共交通計画の策定を進めることを目指します。		
現状値の設定	地域交通法に基づく地域公共交通計画を策定している市町村数を位置付けます。		
将来目標の設定	全ての市町村が地域公共交通計画を策定することを目指します。		
数値目標	現状値 (2023年度末実績)	目標 (2026年度末)	目標設定の方向性
地域公共交通計画を策定している市町村数	34市町村	54市町村	全市町村での計画策定
数値の取得方法等	地域交通法に基づく地域公共交通計画を策定している市町村数を把握します。		

①愛知県地域公共交通計画策定のための会議

- 本計画の策定にあたり、「愛知県公共交通協議会」及び「作業部会」を設置し、下記のとおり開催するとともに、適宜、意見照会を実施した。

年月日	会議	議題等
2023年6月9日(金)	令和5年度第1回愛知県公共交通協議会	(1)愛知県公共交通協議会傍聴規則の制定について (2)愛知県地域公共交通計画の策定について (3)作業部会設置規約の制定について
2023年6月9日(金)	令和5年度愛知県公共交通協議会第1回作業部会	愛知県地域公共交通計画の策定について
2023年9月8日(金) ～15日(金)	愛知県公共交通協議会意見照会	愛知県地域公共交通計画策定に係る意見照会について
2023年10月2日(月)	令和5年度愛知県公共交通協議会第2回作業部会	愛知県地域公共交通計画の策定について
2023年12月13日(水) ～22日(金)	愛知県公共交通協議会意見照会	愛知県地域公共交通計画策定に係る意見照会について
2024年1月31日(水)	令和5年度愛知県公共交通協議会第3回作業部会	愛知県地域公共交通計画の策定について
2024年2月2日(金) ～9日(金)	愛知県公共交通協議会意見照会	愛知県地域公共交通計画策定に係る意見照会について
2024年3月12日(火)	令和5年度第2回愛知県公共交通協議会	愛知県地域公共交通計画案について
2024年6月4日(火)	令和6年度第1回愛知県公共交通協議会	愛知県地域公共交通計画の策定について

②パブリックコメントの実施

- 下記の通りパブリックコメントにより県民からの意見を募集し、計画に反映した。

【県民意見提出制度（パブリック・コメント）の実施】	
期間	: 2024年3月27日(水)～2024年4月25日(木)
閲覧方法	: 県のwebページ、交通対策課、県民相談・情報センター、各県民相談室、海部県民事務所広報コーナー、知多県民事務所広報コーナー、新城設楽振興事務所広報コーナー
意見提出方法	: 電子申請、電子メール、FAX、郵送
実施結果	: 4名30件

①愛知県地域公共交通計画策定のための会議

- 本計画の策定にあたり、「愛知県公共交通協議会」及び「作業部会」を設置し、下記のとおり開催するとともに、適宜、意見照会を実施した。

年月日	会議	議題等
2023年6月9日(金)	令和5年度第1回愛知県公共交通協議会	(1)愛知県公共交通協議会傍聴規則の制定について (2)愛知県地域公共交通計画の策定について (3)作業部会設置規約の制定について
2023年6月9日(金)	令和5年度愛知県公共交通協議会第1回作業部会	愛知県地域公共交通計画の策定について
2023年9月8日(金) ～15日(金)	愛知県公共交通協議会意見照会	愛知県地域公共交通計画策定に係る意見照会について
2023年10月2日(月)	令和5年度愛知県公共交通協議会第2回作業部会	愛知県地域公共交通計画の策定について
2023年12月13日(水) ～22日(金)	愛知県公共交通協議会意見照会	愛知県地域公共交通計画策定に係る意見照会について
2024年1月31日(水)	令和5年度愛知県公共交通協議会第3回作業部会	愛知県地域公共交通計画の策定について
2024年2月2日(金) ～9日(金)	愛知県公共交通協議会意見照会	愛知県地域公共交通計画策定に係る意見照会について
2024年3月12日(火)	令和5年度第2回愛知県公共交通協議会	愛知県地域公共交通計画案について
2024年6月〇日(〇)	令和6年度第1回愛知県公共交通協議会	未定

②パブリックコメントの実施

- 下記の通りパブリックコメントにより県民からの意見を募集し、計画に反映した。

【県民意見提出制度（パブリック・コメント）の実施】	
期間	: 2024年3月〇日(〇)～2024年4月〇日(〇)
閲覧方法	: 県のwebページ、[施設名]
意見提出方法	: 電子申請、電子メール、FAX、郵送
実施結果	: 〇〇名〇〇件

■県内の地域間幹線系統位置付け路線（令和7年度：補助対象期間 2024年10月1日～2025年9月30日）

2024年6月末時点

番号	運行主体	運行事業者名	系統名	運行系統			関係市町村	【国庫補助】地域公共交通確保維持改善事業に係る必要事項			【県費補助】バス運行対策費補助金	
				起点	経由	終点		系統を位置付ける地域公共交通計画	地域の公共交通における位置付け・役割	地域公共交通確保維持事業の必要性		車両減価償却費補助の活用
1	名鉄バス(株)	名鉄バス(株)	大沼	東岡崎	岡崎北高前	大沼	岡崎市	豊田市(旧下山村)	岡崎市中心部と豊田市南東部を結ぶ路線であり、沿線地域住民の日常生活における移動手段を確保するとともに、岡崎市と豊田市下山エリアの広域路線として必要不可欠である。	市町間交通を構成する系統として、地域公共交通確保維持事業により維持する必要性がある。	無	補助対象システム
2	名鉄バス(株)	名鉄バス(株)	岡崎・足助	東岡崎	細川	足助	岡崎市	豊田市(旧足助町)	隣接する市域を結ぶ重要な幹線系統であり、移動手段を持たない学生や高齢者の生活交通として必要不可欠である。	市町間交通を構成する系統として、地域公共交通確保維持事業により維持する必要性がある。	無	補助対象システム
3	名鉄バス(株)	名鉄バス(株)	矢並	豊田市	矢並区民会館前	足助	豊田市	豊田市(旧足助町)	豊田市中心部(豊田市駅)と同市東部(旧足助町)を結ぶ重要な幹線系統であり、移動手段を持たない学生や高齢者の生活交通として必要不可欠である。	市町間交通を構成する系統として、地域公共交通確保維持事業により維持する必要性がある。	無	補助対象システム
4	名鉄バス(株)	名鉄バス(株)	岡崎・安城	東岡崎	矢作橋	JR安城駅前	岡崎市	安城市	隣接する地域を結ぶ重要な幹線系統であり、移動手段を持たない学生や高齢者の生活交通として必要不可欠である。	市町間交通を構成する系統として、地域公共交通確保維持事業により維持する必要性がある。	無	補助対象システム
5	名鉄バス(株)	名鉄バス(株)	日進中央	赤池駅	日進市役所	長久手古戦場駅	日進市	長久手市	地下鉄・名鉄赤池駅、リニモ長久手古戦場駅を結ぶ基幹交通であるとともに、日進市役所を乗り継ぎ拠点とし、日進市内各方面の主要施設を結ぶ路線である。南北に移動するための重要な路線であり、交通結節点を結ぶ広域的な交通ネットワークの基幹路線として機能している路線である。	市町間交通を構成する系統として、地域公共交通確保維持事業により維持する必要性がある。	無	補助対象システム
6	名鉄バス(株)	名鉄バス(株)	星ヶ丘・豊田	赤池駅	御岳	イオン三好店アイモール前	日進市	みよし市	鉄道駅への接続及び大規模商業施設への移動需要に基づく路線である。名古屋市への移動手段確保及び地域住民の日常生活における移動手段を確保するために必要である。	市町間交通を構成する系統として、地域公共交通確保維持事業により維持する必要性がある。	無	補助対象システム
7	名鉄バス(株)	名鉄バス(株)	一宮・イオン木曽川	名鉄一宮駅	木曽川庁舎	イオンモール木曽川	一宮市	一宮市(旧木曽川町)	一宮市が策定する地域公共交通計画において記載	一宮市が策定する地域公共交通計画において記載	一宮市が策定する地域公共交通計画において記載	補助対象外
8	名鉄バス(株)	名鉄バス(株)	愛知医科大学病院	長久手古戦場駅	愛知医科大学病院	尾張旭向ヶ丘	尾張旭市	長久手市	リニモ長久手古戦場駅、愛知医科大学病院、名鉄尾張旭駅を結んでおり、それらの駅等は鉄道や他市コミュニティバス等へと接続していることから、沿線住民・利用者の通院・通学、買い物等の日常生活に必要不可欠な路線である。	市町間交通を構成する系統として、地域公共交通確保維持事業により維持する必要性がある。	無	補助対象システム

番号	運行主体	運行事業者名	系統名	運行系統			【国庫補助】地域公共交通確保維持改善事業に係る必要事項			【県費補助】バス運行対策費補助金
				起点	経由	終点	系統を位置付ける地域公共交通計画	地域の公共交通における位置付け・役割	地域公共交通確保維持事業の必要性	
9	名鉄バス(株)	名鉄バス(株)	本地ヶ原	藤が丘	愛知医科大学病院	瀬戸駅前	名古屋市 尾張旭市 長久手市	藤が丘駅(名古屋)と尾張瀬戸駅(瀬戸)を結ぶとともに、総合病院(愛知医科大学病院)で他の幹線系統やコミュニティバス等と接続しており、地域住民の日常生活における移動手段を確保するため必要不可欠である。	無	補助対象系統
10	名鉄バス(株)	名鉄バス(株)	ふれんどバス①	吉良高校	吉良吉田駅	碧南駅	碧南市 西尾市	平成16年3月末で廃止された吉良吉田駅～碧南駅間を結ぶ鉄道代替路線として広域的に鉄道駅へ繋ぐとともに、沿線高校への通学、沿線地域から各地の高校等への通学路線であり、地域住民にとっても日常生活の移動手段として必要である。	無	補助対象系統
11	名鉄バス(株)	名鉄バス(株)	ふれんどバス②	吉良高校	碧南駅	碧南高校	碧南市 西尾市	平成16年3月末で廃止された吉良吉田駅～碧南駅間を結ぶ鉄道代替路線として広域的に鉄道駅へ繋ぐとともに、沿線高校への通学、沿線地域から各地の高校等への通学路線であり、地域住民にとっても日常生活の移動手段として必要である。	無	補助対象系統
12	一宮市	名鉄バス(株)	いーバス(一宮コーポス)	木曾川庁舎	一宮駅	市民病院	一宮市(旧尾西市) 一宮市(旧木曾川町)	運行主体が策定する地域公共交通計画において記載	運行主体が策定する地域公共交通計画において記載	補助対象外
13	一宮市	名鉄バス(株)	いーバス(尾西南コーポス)	萩原駅	一宮医療教育センター	萩原駅	一宮市 一宮市	運行主体が策定する地域公共交通計画において記載	運行主体が策定する地域公共交通計画において記載	補助対象外
14	一宮市	名鉄バス(株)	いーバス(木曾川・北の方コーポス)	木曾川庁舎	木曾川市民病院	木曾川庁舎	一宮市(旧木曾川町)	運行主体が策定する地域公共交通計画において記載	運行主体が策定する地域公共交通計画において記載	補助対象外
15	豊田市	名鉄バス(株)	とよたおいでんバス(旭・豊田線)	小渡	広瀬	豊田市	豊田市(旧旭町)	運行主体が策定する地域公共交通計画において記載	運行主体が策定する地域公共交通計画において記載	補助対象外
16	豊田市	名鉄バス(株)	とよたおいでんバス(小原・豊田線)	上仁木	西中山	豊田市	豊田市(旧小原村)	運行主体が策定する地域公共交通計画において記載	運行主体が策定する地域公共交通計画において記載	補助対象外

番号	運行主体	運行事業者名	系統名	運行系統			【国庫補助】地域公共交通確保維持改善事業に係る必要事項			【県費補助】バス運行対策費補助金
				起点	経由	終点	系統を位置付ける地域公共交通計画	地域の公共交通における位置付け・役割	地域公共交通確保維持事業の必要性	
9	名鉄バス(株)	名鉄バス(株)	本地ヶ原	藤が丘	愛知医科大学病院	瀬戸駅前	名古屋市 尾張旭市 長久手市	藤が丘駅(名古屋)と尾張瀬戸駅(瀬戸)を結ぶとともに、総合病院(愛知医科大学病院)で他の幹線系統やコミュニティバス等と接続しており、地域住民の日常生活における移動手段を確保するため必要不可欠である。	無	補助対象系統
10	名鉄バス(株)	名鉄バス(株)	ふれんどバス①	吉良高校	吉良吉田駅	碧南駅	碧南市 西尾市	平成16年3月末で廃止された吉良吉田駅～碧南駅間を結ぶ鉄道代替路線として広域的に鉄道駅へ繋ぐとともに、沿線高校への通学、沿線地域から各地の高校等への通学路線であり、地域住民にとっても日常生活の移動手段として必要である。	無	補助対象系統
11	名鉄バス(株)	名鉄バス(株)	ふれんどバス②	吉良高校	碧南駅	碧南高校	碧南市 西尾市	平成16年3月末で廃止された吉良吉田駅～碧南駅間を結ぶ鉄道代替路線として広域的に鉄道駅へ繋ぐとともに、沿線高校への通学、沿線地域から各地の高校等への通学路線であり、地域住民にとっても日常生活の移動手段として必要である。	無	補助対象系統
12	一宮市	名鉄バス(株)	いーバス(一宮コープス)	木曾川庁舎	名鉄一宮駅	市民病院	一宮市(旧木曾川町)	運行主体が策定する地域公共交通計画において記載	運行主体が策定する地域公共交通計画において記載	補助対象外
13	一宮市	名鉄バス(株)	いーバス(尾西南コープス)	萩原駅	尾西記念病院	萩原駅	一宮市(旧尾西市)	運行主体が策定する地域公共交通計画において記載	運行主体が策定する地域公共交通計画において記載	補助対象外
14	一宮市	名鉄バス(株)	いーバス(木曾川・北方コープス)	木曾川庁舎	木曾川市民病院	木曾川庁舎	一宮市(旧木曾川町)	運行主体が策定する地域公共交通計画において記載	運行主体が策定する地域公共交通計画において記載	補助対象外
15	豊田市	名鉄バス(株)	おいでんバス(旭・豊田緑)	小渡	広瀬	豊田市(東口)	豊田市(旧旭町)	運行主体が策定する地域公共交通計画において記載	運行主体が策定する地域公共交通計画において記載	補助対象外
16	豊田市	名鉄バス(株)	おいでんバス(小原・豊田線)	上仁木	西中山	豊田市(東口)	豊田市(旧小原村)	運行主体が策定する地域公共交通計画において記載	運行主体が策定する地域公共交通計画において記載	補助対象外

番号	運行主体	運行事業者名	系統名	運行系統			関係市町村	【国庫補助】地域公共交通確保維持改善事業に係る必要事項			【県費補助】バス運行対策費補助金
				起点	経由	終点		系統を位置付ける地域公共交通計画	地域の公共交通における位置付け・役割	地域公共交通確保維持事業の必要性	
17	豊田市	名鉄バス(株)	とよた おいでん バス (藤岡・ 豊田線) (西中山 経由)	藤岡中 学校前	西中山	豊田市 豊田市	豊田市 (旧藤 岡町)	運行主体が策定する地域公共交通計画 において記載	運行主体が策定する 地域公共交通計画に ついて記載	運行主体が 策定する地 域公共交通 計画におい て記載	補助対象外
18	安城市	名鉄バス(株)	あんく るバス (西部 線)	新安城 駅南口	東刈谷 駅北口	刈谷市	安城市	運行主体が策定する地域公共交通計画 において記載	運行主体が策定する 地域公共交通計画に ついて記載	運行主体が 策定する地 域公共交通 計画におい て記載	補助対象外
19	安城市	名鉄バス(株)	あんく るバス (作野 線)	新安城 駅南口	東刈谷 駅北口	刈谷市	安城市	運行主体が策定する地域公共交通計画 において記載	運行主体が策定する 地域公共交通計画に ついて記載	運行主体が 策定する地 域公共交通 計画におい て記載	補助対象外
20	知立市	名鉄バス(株)	ミニバ ス (2コ ース)	知立駅	三河八 橋駅	豊田市	知立市	運行主体が策定する地域公共交通計画 において記載	運行主体が策定する 地域公共交通計画に ついて記載	運行主体が 策定する地 域公共交通 計画におい て記載	補助対象外
21	知立市	名鉄バス(株)	ミニバ ス (3コ ース)	知立駅	東刈谷 駅北口	刈谷市	知立市	運行主体が策定する地域公共交通計画 において記載	運行主体が策定する 地域公共交通計画に ついて記載	運行主体が 策定する地 域公共交通 計画におい て記載	補助対象外
22	知立市	名鉄バス(株)	ミニバ ス (4コ ース)	知立駅	野田新 町駅	刈谷市	知立市	運行主体が策定する地域公共交通計画 において記載	運行主体が策定する 地域公共交通計画に ついて記載	運行主体が 策定する地 域公共交通 計画におい て記載	補助対象外
23	日進市	名鉄バス(株)	くると んばす (梅森 線)	市役所	東名古屋 屋病院	名古屋 市	日進市	運行主体が策定する地域公共交通計画 において記載	運行主体が策定する 地域公共交通計画に ついて記載	運行主体が 策定する地 域公共交通 計画におい て記載	補助対象外
24	日進市	名鉄バス(株)	くると んばす (五色 園線)	市役所	長久手 古鞍場 駅	日進市	長久手 市	運行主体が策定する地域公共交通計画 において記載	運行主体が策定する 地域公共交通計画に ついて記載	運行主体が 策定する地 域公共交通 計画におい て記載	補助対象外

番号	運行主体	運行事業者名	系統名	運行系統			【国庫補助】地域公共交通確保維持改善事業に係る必要事項			【県費補助】バス運行対策費補助金
				起点	経由	終点	系統を位置付ける地域公共交通計画	地域の公共交通における位置付け・役割	地域公共交通確保維持事業の必要性	
17	豊田市	名鉄バス(株)	おいでんバス(藤岡・豊田線)(西中山経山經由)	藤岡中学校前	西中山	豊田市(東口)	豊田市(旧藤岡町)	豊田市が策定する地域公共交通計画において記載	運行主体が策定する地域公共交通計画において記載	補助対象外
18	安城市	名鉄バス(株)	あんくるバス(西部線)	新安城駅南口	東刈谷駅北口	新安城駅南口	安城市	運行主体が策定する地域公共交通計画において記載	運行主体が策定する地域公共交通計画において記載	補助対象外
19	安城市	名鉄バス(株)	あんくるバス(作野線)	新安城駅南口	東刈谷駅北口	新安城駅南口	安城市	運行主体が策定する地域公共交通計画において記載	運行主体が策定する地域公共交通計画において記載	補助対象外
20	知立市	名鉄バス(株)	ミニバス(2コース)	知立駅	三河八橋駅	知立駅	知立市	運行主体が策定する地域公共交通計画において記載	運行主体が策定する地域公共交通計画において記載	補助対象外
21	知立市	名鉄バス(株)	ミニバス(3コース)	知立駅	東刈谷駅北口	知立駅	知立市	運行主体が策定する地域公共交通計画において記載	運行主体が策定する地域公共交通計画において記載	補助対象外
22	知立市	名鉄バス(株)	ミニバス(4コース)	知立駅	野田新町駅	知立駅	知立市	運行主体が策定する地域公共交通計画において記載	運行主体が策定する地域公共交通計画において記載	補助対象外
23	日進市	名鉄バス(株)	くるりんばす(梅森線)	市役所	東名古屋病院	市役所	日進市	運行主体が策定する地域公共交通計画において記載	運行主体が策定する地域公共交通計画において記載	補助対象外
24	日進市	名鉄バス(株)	くるりんばす(五色園線)	市役所	長久手古戦場駅	市役所	長久手市	運行主体が策定する地域公共交通計画において記載	運行主体が策定する地域公共交通計画において記載	補助対象外

番号	運行主体	運行事業者名	系統名	運行系統			関係市町村	【国庫補助】地域公共交通確保維持改善事業に係る必要事項		【県費補助】バス運行対策補助金	
				起点	経由	終点		系統を位置付ける地域公共交通計画	地域の公共交通における位置付け・役割		地域公共交通確保維持事業の必要性
41	知多乗合(株)	知多乗合(株)	大府	大府駅前	あいち健康プラザ	げんきの郷	大府市 東浦町	愛知県地域公共交通計画	大府市中心部と東浦町北部を結ぶ路線であり、国立長寿医療研究センター及びあいち小児保健医療総合センターの通院やげんきの郷への買い物等の移動手段として利用されている。沿線市町のコミュニティバスに接続しており、地域内の病院や店舗、スーパーなどへの移動手段など、地域住民の日常生活における移動手段を確保するために必要である。	無	補助対象外
42	知多市	知多乗合(株)	あいあいバス(北部循環コース)	朝倉駅	西知多総合病院	朝倉駅	知多市 東海市 阿久比町	愛知県地域公共交通計画	知多市内における公共交通空白地域の解消のほか、商業施設が無い沿線地域住民や交通弱者である高齢者や障害者等の日常生活の移動手段として利用されている。	無	補助対象外
43	武豊町	知多乗合(株)	ゆめころん(赤ルート)	武豊町役場	イオン半田店	武豊町役場	半田市 武豊町	運行主体が策定する地域公共交通計画	運行主体が策定する地域公共交通計画において記載	運行主体が策定する地域公共交通計画において記載	補助対象外
44	名鉄東部交通(株)	名鉄東部交通(株)	岡崎・西尾(青野)	東岡崎 藤田医療センター	青野	西尾	岡崎市 西尾市	愛知県地域公共交通計画	交通結節点である名古屋鉄道東岡崎駅や地域医療の拠点である藤田医大岡崎医療センターを起点として、JR岡崎駅を経由し郊外及び隣接する西尾市とを結ぶ広域的路線である。沿線住民の通院や通勤、通学などのために必要不可欠な路線である。	有	補助対象系統
45	名鉄東部交通(株)	名鉄東部交通(株)	岡崎・西尾(西尾市民病院)	岡崎駅西口	若松町 藤田医療センター	西尾	岡崎市 西尾市	愛知県地域公共交通計画	岡崎市中心部と西尾市中心部を結ぶ路線であり、沿線住民の日常生活における移動手段を確保するとともに、岡崎市と西尾市の市域間の広域的な移動手段を確保するため必要不可欠な路線である。	有	補助対象系統

番号	運行主体	運行事業者名	系統名	運行系統		関係市町村			【国庫補助】地域公共交通確保維持改善事業に係る必要事項		【県費補助】バス運行対策費補助金		
				起点	経由	終点	系統を位置付ける地域公共交通計画	地域の公共交通における位置付け・役割	地域公共交通確保維持事業の必要性	車両減価償却費補助の活用			
41	知多乗合(株)	知多乗合(株)	大府	大府駅前	あいち健康プラザ	げんきの郷	大府市	東浦町	大府市中心市街地と東浦町北部を結ぶ路線であり、国立長寿医療研究センター及びあいち小児保健医療総合センターの通院やげんきの郷への買い物等の移動手段として利用されている。沿線市町のコミュニティバスに接続しており、地域内の病院や店舗、スーパーなどへの移動手段など、地域住民の日常生活における移動手段を確保するために必要である。	市町間交通を構成する系統として、地域公共交通確保維持事業により維持する必要性がある。	無	補助対象外	
42	知多市	知多乗合(株)	あいあいバス(北部循環コース)	朝倉駅	西知多総合病院	朝倉駅	知多市	東海市	阿久比町	知多市内における公共交通空白地域の解消のほか、商業施設が無い沿線地域住民や交通弱者である高齢者や障害者等の日常生活の移動手段として利用されている。	市町間交通を構成する系統として、地域公共交通確保維持事業により維持する必要性がある。	無	補助対象外
43	武豊町	知多乗合(株)	ゆめころん(赤ルート)	武豊町役場	イオン半田店	武豊町役場	半田市	武豊町	運行主体が策定する地域公共交通計画	運行主体が策定する地域公共交通計画において記載	運行主体が策定する地域公共交通計画において記載	補助対象外	
44	名鉄東部交通(株)	名鉄東部交通(株)	岡崎・西尾(青野)	東岡崎 藤田医大岡崎医療センター	青野	西尾	岡崎市	西尾市	交通結節点である名古屋鉄道東岡崎駅や地域医療の拠点である藤田医大岡崎医療センターを起点として、JR岡崎駅を経由し郊外及び隣接する西尾市とを結ぶ広域的路線である。通学などのために必要不可欠な路線である。	市町間交通を構成する系統として、地域公共交通確保維持事業により維持する必要性がある。	無	補助対象系統	
45	名鉄東部交通(株)	名鉄東部交通(株)	岡崎・西尾(西尾市民病院)	岡崎駅西口	若松町 藤田医大岡崎医療センター	西尾	岡崎市	西尾市	岡崎市中心部と西尾市中心部を結ぶ路線であり、沿線住民の日常生活における移動手段を確保するとともに、岡崎市と西尾市の市域間の広域的な移動手段を確保するため必要不可欠な路線である。	市町間交通を構成する系統として、地域公共交通確保維持事業により維持する必要性がある。	無	補助対象系統	

番号	運行主体	運行事業者名	系統名	運行系統			関係市町村			【国庫補助】地域公共交通確保維持改善事業に係る必要事項			【県費補助】バス運行対策費補助金
				起点	経由	終点	西尾市	西尾市(旧一色町)	西尾市が策定する地域公共交通計画	地域公共交通における位置付け・役割	地域公共交通確保維持事業の必要性	車両減価償却費補助の活用	
46	名鉄東部交通(株)	名鉄東部交通(株)	一色	西尾	福地	一色町公民館	西尾市	西尾市(旧一色町)	西尾市が策定する地域公共交通計画	西尾市が策定する地域公共交通計画において記載	西尾市が策定する地域公共交通計画において記載	西尾市が策定する地域公共交通計画において記載	補助対象外
47	あおい交通(株)	あおい交通(株)	勝川駅 あいち航空ミュージアム	勝川駅	名古屋空港	あいち航空ミュージアム	春日井市	豊山町	愛知県地域公共交通計画	鉄道駅のない豊山町民にとり、名鉄味美駅、JR勝川駅を利用するために重要な路線であるとともに、他地域から流入する県営名古屋空港やあいち航空ミュージアム、大型商業施設の利用客等にも利用されている。 平成20年度に春日井市方面と豊山町をつなぐ路線バスが撤退したため、その代替としても機能している。	市町間交通を構成する系統として、地域公共交通確保維持事業により維持する必要性がある。	無	補助対象系統
48	豊山町	あおい交通(株)	とよま まタウンバス(南ルート)	航空館boon	黒川	名古屋栄	名古屋市	豊山町	運行主体が策定する地域公共交通計画	運行主体が策定する地域公共交通計画において記載	運行主体が策定する地域公共交通計画において記載	運行主体が策定する地域公共交通計画において記載	補助対象外
49	豊田市	豊栄交通(株)	とよた おいでんバス(藤岡・豊田線) (加納経由)	藤岡支所	こども発達センター	豊田市	豊田市	豊田市(旧藤岡町)	運行主体が策定する地域公共交通計画	運行主体が策定する地域公共交通計画において記載	運行主体が策定する地域公共交通計画において記載	運行主体が策定する地域公共交通計画において記載	補助対象外
50	豊田市	豊栄交通(株)	とよた おいでんバス(下山・豊田線)	大沼	鶴ヶ瀬	豊田市	豊田市	豊田市(旧下山村)	運行主体が策定する地域公共交通計画	運行主体が策定する地域公共交通計画において記載	運行主体が策定する地域公共交通計画において記載	運行主体が策定する地域公共交通計画において記載	補助対象外
51	豊田市	豊栄交通(株)	とよた おいでんバス(さなげ・足助線)	豊田厚生病院	広瀬	百年草	豊田市	豊田市(旧足助町)	運行主体が策定する地域公共交通計画	運行主体が策定する地域公共交通計画において記載	運行主体が策定する地域公共交通計画において記載	運行主体が策定する地域公共交通計画において記載	補助対象外
52	尾張旭市	豊栄交通(株)	尾張旭市 バス(東ルート)	市役所	イトーヨーカドー前	市役所	瀬戸市	長久手市 尾張旭市	運行主体が策定する地域公共交通計画	運行主体が策定する地域公共交通計画において記載	運行主体が策定する地域公共交通計画において記載	運行主体が策定する地域公共交通計画において記載	補助対象外

番号	運行主体	運行事業者名	系統名	運行系統			【国庫補助】地域公共交通確保維持改善事業に係る必要事項				【県費補助】バス運行対策費補助金		
				起点	経由	終点	系統を位置付ける地域公共交通計画	地域の公共交通における位置付け・役割	地域公共交通確保維持事業の必要性	車両減価償却費補助の活用			
46	名鉄東部交通(株)	名鉄東部交通(株)	一色	西尾 西尾市民病院	福地	一色町公民館	西尾市	西尾市(旧一色町)	西尾市が策定する地域公共交通計画	西尾市が策定する地域公共交通計画において記載	西尾市が策定する地域公共交通計画において記載	補助対象外	
47	あおい交通(株)	あおい交通(株)	勝川駅 あいち航空ミュージアム	勝川駅	名古屋空港	あいち航空ミュージアム	春日井市	豊山町	愛知県地域公共交通計画	鉄道駅のない豊山町民にとり、名鉄味美駅、JR勝川駅を利用するために重要な路線であるとともに、他地域から流入する県営名古屋空港やあいち航空ミュージアム、大型商業施設の利用客等にも利用されている。 平成20年度に春日井市方面と豊山町をつなぐ路線バスが撤退したため、その代替としても機能している。	市町間交通を構成する系統として、地域公共交通確保維持事業により維持する必要性がある。	無	補助対象系統
48	豊山町	あおい交通(株)	とよやまタウンバス(南ルート)	航空館boon	黒川	名古屋栄	名古屋市	豊山町	運行主体が策定する地域公共交通計画	運行主体が策定する地域公共交通計画において記載	運行主体が策定する地域公共交通計画において記載	補助対象外	
49	豊田市	豊栄交通(株)	おいでんバス(藤岡・豊田線)(加納経由)	藤岡支所	こども発達センター	豊田市	豊田市	豊田市(旧藤岡町)	運行主体が策定する地域公共交通計画	運行主体が策定する地域公共交通計画において記載	運行主体が策定する地域公共交通計画において記載	補助対象外	
50	豊田市	豊栄交通(株)	おいでんバス(下山・豊田線)	大沼	鶴ヶ瀬	豊田市	豊田市	豊田市(旧下山村)	運行主体が策定する地域公共交通計画	運行主体が策定する地域公共交通計画において記載	運行主体が策定する地域公共交通計画において記載	補助対象外	
51	豊田市	豊栄交通(株)	おいでんバス(さなげ・足助線)	豊田厚生病院	広瀬	百年草	豊田市	豊田市(旧足助町)	運行主体が策定する地域公共交通計画	運行主体が策定する地域公共交通計画において記載	運行主体が策定する地域公共交通計画において記載	補助対象外	
52	尾張旭市	豊栄交通(株)	尾張旭市営バス(東ルート)	市役所	イトーヨーカドー前	市役所	瀬戸市	尾張旭市	運行主体が策定する地域公共交通計画	運行主体が策定する地域公共交通計画において記載	運行主体が策定する地域公共交通計画において記載	補助対象外	

番号	運行主体	運行事業者名	系統名	運行系統			【国庫補助】地域公共交通確保維持改善事業に係る必要事項			【県費補助】バス運行対策費補助金		
				起点	経由	終点	系統を位置付ける地域公共交通計画	地域の公共交通における位置付け・役割	地域公共交通確保維持事業の必要性		車両減価償却費補助の活用	
60	豊田市	高岡ふれあいバス運行共同企業体	高岡ふれあいバス(路線②)	上丘町	高岡公園	知立駅	豊田市	知立市	関係市町村	運行主体が策定する地域公共交通計画において記載	運行主体が策定する地域公共交通計画において記載	補助対象外
61	安城市	東伸運輸(株)	あまくるバス(東部線)	北部福祉センター	JR安城駅	北部福祉センター	岡崎市	安城市	運行主体が策定する地域公共交通計画において記載	運行主体が策定する地域公共交通計画において記載	補助対象外	
62	南知多町	レスクル(株)	海つ子バス(南知多・美浜環状線)	師崎港	河和駅	師崎港	南知多町	美浜町	運行主体が策定する地域公共交通計画において記載	運行主体が策定する地域公共交通計画において記載	補助対象外	
63	東郷町	瀬戸自動車送(株)	じゅんかい君(北コース)	ららぽーと愛知東郷	日進駅	ららぽーと愛知東郷	日進市	東郷町	運行主体が策定する地域公共交通計画において記載	運行主体が策定する地域公共交通計画において記載	補助対象外	
64	名鉄バス(株)	東濃鉄道(株)	岩倉	岩倉駅	藤島地	名鉄間内駅	小牧市	岩倉市	岩倉駅と間内駅を結ぶ路線であり、沿線住民の鉄道駅への足として利用されており、地域住民の鉄道駅への連絡線として必要不可欠である。	運行主体が策定する地域公共交通計画において記載	運行主体が策定する地域公共交通計画において記載	補助対象外
65	東浦町	知多乗合(株)	東浦町行政バス「う・ら・ら」 藤江線	緒川駅東口	東浦駅	翼ヶ丘駅	知多市	阿久比町	運行主体が策定する地域公共交通計画において記載	運行主体が策定する地域公共交通計画において記載	補助対象外	
66	東浦町	知多乗合(株)	東浦町行政バス「う・ら・ら」 新田線	緒川駅東口	相生の丘	翼ヶ丘駅	大府市	知多市	阿久比町	運行主体が策定する地域公共交通計画において記載	運行主体が策定する地域公共交通計画において記載	補助対象外
67	東浦町	知多乗合(株)	東浦町行政バス「う・ら・ら」 長寿線	緒川駅東口	あいち健康プラザ	長寿医療研究センター	大府市	大府市	運行主体が策定する地域公共交通計画において記載	運行主体が策定する地域公共交通計画において記載	補助対象外	
68	東浦町	知多乗合(株)	東浦町行政バス「う・ら・ら」 刈谷線	東浦町行政バス「う・ら・ら」 刈谷線	緒川駅東口	刈谷豊田総合病院	刈谷駅南口	刈谷市	運行主体が策定する地域公共交通計画において記載	運行主体が策定する地域公共交通計画において記載	補助対象外	

番号	運行主体	運行事業者名	系統名	運行系統			【国庫補助】地域公共交通確保維持改善事業に係る必要事項				【県費補助】バス運行対策費補助金	
				起点	経由	終点	系統を位置付ける地域公共交通計画	地域の公共交通における位置付け・役割	地域公共交通確保維持事業の必要性	車両減価償却費補助の活用		
60	豊田市	高岡か れあい バス運 行共同 企業体	高岡か れあい バス (路線 ②)	上丘町	高岡公 園	知立駅	豊田市	知立市	豊田市の公共交通における位置付け・役割	運行主体が策定する地域公共交通計画において記載	運行主体が策定する地域公共交通計画において記載	補助対象外
61	安城市	東伸運 輸(株)	あんく るバス (東部 線)	北部福 社セ ンター	J R 安 城駅	北部福 社セ ンター	岡崎市	安城市	運行主体が策定する地域公共交通計画において記載	運行主体が策定する地域公共交通計画において記載	運行主体が策定する地域公共交通計画において記載	補助対象外
62	南知多町	レスク ル(株)	海つ子 バス (南知 多・美 浜環状 線)	師崎港	河和駅	師崎港	南知多 町	美浜町	運行主体が策定する地域公共交通計画において記載	運行主体が策定する地域公共交通計画において記載	運行主体が策定する地域公共交通計画において記載	補助対象外
63	東郷町	瀬戸自 動車運 送(株)	じゅん かい君 (北コ ース)	ららば ーと 愛知東 郷	日進駅	ららば ーと 愛知東 郷	日進市	東郷町	運行主体が策定する地域公共交通計画において記載	運行主体が策定する地域公共交通計画において記載	運行主体が策定する地域公共交通計画において記載	補助対象外
64	名鉄バス(株)	東濃鉄 道(株)	岩倉	岩倉駅	藤島団 地	名鉄間 内駅	小牧市	岩倉市	岩倉駅と間内駅を結ぶ路線であり、沿線住民の鉄道駅への足として利用され、地域住民の鉄道駅への連絡線として必要不可欠である。	運行主体が策定する地域公共交通計画において記載	運行主体が策定する地域公共交通計画において記載	補助対象外
									市町間交通を構成する系統として、地域公共交通確保維持事業により維持する必要性がある。		無	補助対象 系統